平成２１年（フ）第１８６０号
神奈川県藤沢市石川１丁目31番地の３　アンテナビル202号
債務者　安田　正男
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４０号
岡山県加賀郡吉備中央町三谷842番地、住民票上の住所岡山県瀬戸内市長船町飯井619番地１
債務者　鈴木　　功
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４１号
岡山県加賀郡吉備中央町三谷842番地、住民票上の住所岡山県瀬戸内市長船町飯井619番地１
債務者　鈴木紀久子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２５号
岡山市中区関326番地18　イーグルマンション関302号室
債務者　大西美知子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２５号
静岡県富士市檜新田295番地の１、住民票上の前住所静岡県沼津市大岡1868番地の３
債務者　髙田　正利
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１２６号
静岡県富士市檜新田295番地の１、住民票上の前住所静岡県沼津市大岡1868番地の３
債務者　髙田　恭子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第１６６８号
横浜市青葉区もみの木台６番地８　松本ビル401号
債務者　仲野　国博
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８６３号
横浜市緑区鴨居５丁目13番22号　仲村ハイツ105号
債務者　河合　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６７号
静岡県浜松市中区幸３丁目14番13号　パークビュー四ツ池205号
債務者　渡邉　　修
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
静岡県浜松市中区神田町746番地の２　ラ・メールキャルム201
債務者　荒田　裕充
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２９号
秋田県大仙市和合字宝門清水７番地
債務者　富樫美津子
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月15日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第９６号
長野県小諸市大字平原2034番地の１
債務者　吉澤　健博
1　決定年月日時　平成21年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第４２０号
静岡市清水区向田町４番25号　コーポベルＶ102号、旧住所静岡市清水区千歳町６番１号リバーサイド千歳306号
債務者　望月　丈児
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５８号
静岡市葵区安倍口団地７番15―539号
債務者　野崎　節子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５９号
静岡県焼津市すみれ台１丁目７番３号
債務者　黒石　　豊
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部